

報告第 6 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 4 月 24 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例（平成１７年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号中「第６条の２の２第７項」を「第６条の２の２第６項」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。